

非常時における事業者間ローミング等に関する検討会 拡大分科会（第3回）議事要旨

1 日時

令和6年5月24日（金）17時00分～18時46分

2 場所

Web開催

3 出席者

（1）構成員等

藤井主査（電気通信大学）

矢守構成員（朝日大学）

金子構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）

飯塚氏（橋本構成員代理、株式会社NTTドコモ）

池内構成員（KDDI株式会社）

西山構成員（ソフトバンク株式会社）

草苺構成員（楽天モバイル株式会社）

三島構成員（Apple Japan, Inc.）

田中構成員（NECプラットフォームズ株式会社）

中島構成員（FCNT合同会社）

堤構成員（オウガ・ジャパン株式会社）

増田氏（青木構成員代理、京セラ株式会社）

関氏（山口構成員代理、グーグル合同会社）

下鍋構成員（シャープ株式会社）

渡辺構成員（小米技術日本株式会社）

後藤構成員（ソニー株式会社）

南構成員（モトローラ・モビリティ・ジャパン合同会社）

檜本構成員（レノボ・ジャパン合同会社）

城田構成員（クアルコムジャパン合同会社）

岡田構成員（メディアテックジャパン株式会社）

梅澤構成員（アンリツ株式会社）

吉野構成員（キーサイト・テクノロジー株式会社）

富田構成員（ローデ・シュワルツ・ジャパン株式会社）

武居構成員（一般財団法人電気通信端末機器審査協会）

（２）オブザーバー

相田特命教授（非常時における事業者間ローミング等に関する検討会構成員、東京大学）

（３）総務省

五十嵐電気通信技術システム課長

金坂企画官

吉田端末認証分析官

津村課長補佐

生天目課長補佐

４ 議事

（１）構成員等から寄せられた意見・質問の回答

事業者間ローミング検討作業班技術仕様要件ワーキンググループ（リーダーの岩井氏（株式会社NTTドコモ）等）及び端末検討ワーキンググループ（リーダーの西山構成員（ソフトバンク株式会社）等）より、資料３－１に基づき、以下のとおり説明及び質疑応答が行われた。

【西山構成員（ソフトバンク株式会社）】

質問番号１番の内容につきましては、総務省様から御回答いただいたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

【津村（電気通信技術システム課課長補佐）】

資料番号３－２で論点整理させていただいたものについては、後ほどまとめて議論させていただければと思います。

【西山構成員（ソフトバンク株式会社）】

続いて、質問番号2番の内容につきましても、先ほどと同様、資料3-2のほうで整理したいと思います。

続きまして、質問番号3番です。ソニー様からいただいておりますが、こちらについても御認識のとおりとなります。質問番号4番、5番につきましても御認識のとおりとなります。質問番号6番、7番の内容につきまして、資料3-2の内容で整理とさせていただきます。質問番号8番も同様となります。

【草薙構成員（楽天モバイル株式会社）】

続いて質問番号9番について、中項目名が「救済停止後」となっていましたが、こちらはその状態だけに限らない確認内容でしたので、記載を後ほど修正したいと考えております。

いただきました(1)、(2)、(3)の個別の具体的な御指摘事項に関しましては、まず(1)については、素案ではCellReservedの設定はない状態での確認というのを企図しておりました。

次に、(2)に関しましては、シナリオとしては、救済網が救済開始をして、受入れ可能な状態になっているところで、端末の電源投入をして、自動のネットワーク選択で救済網にアタッチを行います。ネットワーク側で、まだ受入れの開始をしたばかりで、準備中もしくは救済は開始しているがたまたま救済対象エリア外にいらっしゃるなどそういった場合にRejectが送信され、そのときの動作を確認することを企図しております。

(3)について、こちらは具体的なcause値について完全に統一されたものにはできないのではないかと聞いていますが、こちらでも技術仕様WG側で確定次第、それを試験にも反映していくような形になると考えております。

次に質問番号10番ですが、前回、ちょうど実際のPLMNを使ったSIMを差さないと適当な試験ができないのではないかという問題提起が検討会のときにもありましたが、そのときに端末メーカー様、SOCベンダーさんも含めて伺ったところ、UE Capabilityに関しては実運用に沿ったPLMNを使わないと動作が変わりそうであることが分かりましたので、UE Capabilityを確認する項目については、具体的な実運用のHPLMNを持ったSIMで試験するような立てつけに修正していきます。

【岡田構成員（メディアテックジャパン株式会社）】

質問番号10番について、コメントさせてください。PLMNの00101というのは実際にconformance test等の標準的な試験項目を行うPLMNという理解でおります。現在までの認

定試験等々の対象である基本機能に対し、PLMN 00101にてカバーができているという理解です。しかし、今回のような、ある程度、応用動作等々に対して、本当に標準的な動作でカバーできるかどうかというところが不明ということで、このような質問をさせていただきました。

例えば、端末の要求仕様の2番とかは日本独自のものなのではないかと思っております。また、シミュレータ試験であっても、細かな動作の部分の相互接続性のコンフリクト等々が発生したときに、00101のSIMをもった端末動作に対して変更することは難しいのではないかと思います。それを踏まえて、日本のネットワークのPLMNをもったネットワーク（シミュレータ）の設定とSIMを使用すべきではないかなと思っています。

ただ、試験に関しては、全てのPLMNパターンテストをするという必要はないと思っております。各ネットワークに対して、各SIMに対して共通の動作を日本のPLMNに対して設定する予定でございます。その為、全てのパターンで試験する必要はないと思いますが、日本のPLMNを持ったSIMとネットワークでテストしたほうが、今後、シミュレータによる試験で相互接続性の問題等々が出たときにも、変更等々ができるのではないかなと考えています。

【草薙構成員（楽天モバイル株式会社）】

質問番号11番に関しては御認識のとおりで、今の説明に関しては、あくまでもユーザーシナリオにおける状況に対してこの項目が存在するということを説明するためにあるものですので、実際の確認に関しては御認識のとおりで問題ないと考えて設計しておりました。

次に質問番号12番です。こちら、素案をデザインするときのイメージとしては、まず技術適合性確認試験では、任意の1キャリアに対して行えば良いというイメージを持って設計しておりますが、最終的な技適試験の方法については、しかるべき皆様に集まっていただいて、決定していただければと思っております。

一方で、相互接続性試験に関しては、基本的に自網復帰の試験が最後のほうにあります、そこで4キャリア分、PLMNを用いて試験するというような形にいただければと思って、素案を作成しておりました。

【藤井主査（電気通信大学）】

メディアテックさんからの先ほどの発言については、質問としてはもう終わっている状態で、回答だけ示していただければいいということですか。

【岡田構成員（メディアテックジャパン株式会社）】

はい、質問は終わっております。

【藤井主査（電気通信大学）】

回答のほうお願いできますでしょうか。

【草薙構成員（楽天モバイル株式会社）】

まずは認定試験機関の皆様と、シミュレータメーカー様も含めて、環境を設定する上で、より適切なものは何かというところを踏まえて最終決定すれば良いと思っていますが、あくまでも現状は、今の試験の成り立ち、環境がテストSIMベースなので、まずはそれを基準としつつ、必要なところだけ実運用のHPLMNを使うという形で、素案としてデザインしてみたという状況でございます。ですので、メディアテック様からの御指摘を受けて、今後、試験方法の精緻化する中で、必要に応じて御指摘いただいたような形の運用にしていければいいのではないかと考えています。

【岡田構成員（メディアテックジャパン株式会社）】

そのような試験等々の今後の技術的な明確化等々に関しては、我々も参加させていただきたいので、ぜひよろしくお願いいたします。

【藤井主査（電気通信大学）】

それでは、御指摘いただいた内容については、作業班で検討の上、最終的なところに反映していただければと思います。

（２）論点整理（案）

事務局より、資料３－２に基づき、説明が行われた。

【津村（電気通信技術システム課課長補佐）】

資料３－２では、総務省で、技術基準適合性確認の考え方を御提示させていただきまして、それに基づき、前回分科会において作業班より御提示いただいた端末の追加機能要件の要

否の検討を踏まえて、端末設備等規則の書きぶりに係る考え方や来春モデルに向けた規制の制定のスケジュール案等について、御紹介させていただきます。

まず1枚目の作業班から示された端末共通仕様の追加機能要件ですが、これは前回の拡大分科会において作業班より御提示いただいた追加機能について、機能名と機能の概要、対象となる方式が分かるように一覧とさせていただきました。

機能の概要については、事務局で記載しております。

続きまして、2ページ目は、技術基準適合性確認の対象の考え方になります。前回、御提案いただいた追加機能につきまして、追加要件として盛り込むべきか否かの観点等を検討したことになります。1ポツ目、電気通信事業法に基づく技術基準として定める技術的条件は、原則として、技術の進歩、ニーズの多様化への対応、適合性確認における負担等に配慮すれば、必要最小限のものであることが望ましいということとしております。2ポツ目、これらの技術的条件について、①事業者間ローミングの機能として欠かせないものであること、②事業用電気通信設備の機能に支障を与えないようにするものであること。これは救済網へ過大な負荷を与えるものではないことですが、これらの2つの観点から技適の対処を検討してきております。

続きまして、3ページ目、先ほどの2つの観点から機能を整理させていただきました。この表は、左から、機能名、判断の観点、現行規定の有無、規定を追加するものということとしておりますけれども、先ほどの観点に照らしまして、Emergency Attach、IMSI送信、Non-detectable/detectable緊急呼、CellReserved、事業者名表示を、ローミング機能として欠かせないもの、緊急呼終話後のホーム網へのAttach、CellReserved、ACB per PLMN、SSAC per PLMN、過度な再送抑制について救済網への過大な負荷を与えないための規定と考えております。

右の列に、現行省令の規定の有無、規定の追加の可否等を整理しております。本資料が事務局の技適対象機能の案です。

続きまして、4ページ目から6ページ目になりますが、これは先ほど作業班の西山様、草苅様からお話いただきました、資料3-1の中で、「資料3-2 論点整理(案)に整理」といった御質問、御意見についてまとめております。

まず、4ページ目の意見はJATE様からいただいたものになります。1つ目は、ACB per PLMNの規制の可否についてのお問合せですが、こちらはPLMNについて論理的な区別を必要があるだろうということで、ACB per PLMNは異なる、ACBとは異なるとの認識から規定を盛

り込む必要があると考えております。

続きまして、2 番目、事業者表示についてのお問合せになりますが、事業者表示は、端末がローミング動作中であるとのこと、また、どの事業者のネットワークに接続しているかという点から重要と考えております。また、ネットワークの名称を法令に定めることについては、規制を最小限にするべきとの観点から、不要と考えております。

続きまして、5 ページ目もJATE様からいただいている御意見になります。ローミング時の端末の挙動がホーム網在圏時と変わらない機能であって、現在、規定がない機能については、新たな規制は不要ではないかという御意見をいただいております。先ほどお示ししたとおり、救済網への負担軽減という観点から、CellReserved、SSAC per PLMN、過度な再送抑制等の基準を定める必要があると考えております。括弧書きのところの「6 ページ目の# 1 1 の試験項目」は、前回の資料 2 - 3 の中にあります、救済網在圏時のACB per PLMN、SSAC per PLMNの規制中の緊急通報が発呼できる機能のことを指しております。

続きまして、6 ページ目はソニー様からいただいている御意見になります。発売後端末に対応Bandを追加した場合の技適の追加の要否についてのお問合せですが、これについては、我々としては再取得の必要はないのではないかと考えているところです。また、2 番目の御質問、取得済Bandと上記検証部の合格判断の基準は完全一致が必要かという御質問ですが、対応可能なBandへの対応と、端末の能力が最大に活用されるということが望ましいのではないかと考えております。

続きまして、7 ページ目、認定取得済みのBandのみ有効という判断の追加について、従来からある適合認定試験での網接続時の判断として追加すべきとの御意見ですが、当方としては、ローミング中は、SIMを発行した事業者と異なる事業者の網と接続し、端末は、事業所ごとに対応できるBandが異なる場合があることから、Capability制御において正しく通知することを求めるものとして当該判断を追加するとしております。

続きまして、8 ページ目では、追加機能の端末設備規則上の書きぶりの案について検討しております。これまで検討してきた追加機能について、機能の趣旨や目的を大きくくりで規定しまして、告示の中でそれぞれの詳細を規定することでバランスを図るということを想定しているものです。緊急呼終話後のホーム網へのAttach、CellReserved、ACB per PLMN、SSAC per PLMN、過度な再送信については、救済網に過大な負荷を与えないようにすることという書きぶりとしております。

続きまして、IMSI送信、Capability制御については、大きくくりをした書きぶりとして、

端末の状態を救済網に通知するとして、事業者表示につきましては、救済網の名称を利用者が識別できることという書きぶりを想定しております。Emergency Attachにつきましては、救済網のみを用いて通信を行う場合にあっては、救済網の基地局が発信する報知情報に基づき、緊急呼発信を可能とするという書きぶり。Non-detectable/detectable緊急呼については、緊急網を経由し自網を用いて通信を行う場合にあっては、付加的役務識別番号を先頭に付加されて行われた発信であっても緊急通報の発信ができることという形としております。

続きまして、今後のスケジュール（案）になりますが、こちらはR7年春モデルでローミングを実現するイメージで大まかな案として作成しております。本分科会で技術基準とすべき項目の考え方についての明確化と追加機能の方向性を固めさせていただいて、次回会合で、要件の確定、親会に上げるための中間取りまとめ案等の作成を想定しております。親会にかけた後、審議会への諮問、答申を通して、11月中旬施行というスケジュールの流れをつくっております。本件については、一部関係者と意見交換させていただいて、それを通した現状案としております。

下段の相互接続等関係のスケジュールにつきましても、作業班資料を引用させていただいております。

主な質疑応答は以下のとおり。

【武居構成員（一般財団法人電気通信端末機器審査協会）】

私から出させていただいた質問について、もともとの私の意見は、平常時は、非規制の機能について、ローミング時に規制する理由を個別に明らかにしていただければということでしたが、今回、事務局様でこのように論点整理していただいたのは大変ありがたいことと考えております。

その上で、Capability制御につきまして、先ほど資料3-1で、TCA様の御説明では、実網で検証するという御説明だったと思うのですが、依然として規制は必要ということでしょうか。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

Capability制御のどこまでを深く技適の項目として求めるのかというところが一つあるかと思います。

3GPPの規格書を私も当たってみましたところ、UE CapabilityのEnquiryについては、

バージョンを重ねるごとに非常に細かく、内容も増えて、変わってきています。最新のものですと、このBandが使えるかという問合せもできる形になっているのです。ただ、初期のUE Capability Informationは、「どのBandが使えるのか？」というのを問合せ、それに対して、バンドリストを返す、となっていて、これが基本的なUE Capability Informationに関する機能だと思います。

この程度の内容であれば、端末の能力としてきちんと返すということは当たり前求められることではないのかなというように感じているところです。これを実網で確認するというのはもちろん結構なことですが、テストSIMのレベルで、異なるPLMNが出ているような状態できちんとUE Capabilityの情報を網に渡せるのかどうかというところは、最低限確認してもよいのではないかと考えた次第です。

【武居構成員（一般財団法人電気通信端末機器審査協会）】

その上で、今回、論点整理で書いていただいている御説明を拝見しましたが、平常時は規制しないが、ローミング時は規制する必要があるという部分については必ずしも明らかになっていないのではないかと思います。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

そういった考え方もあるとは思いますが、ローミングにおいては、SIMを発行している人とネットワークを提供している人の組合せがどうなっているか分からない部分があります。その点において、端末の能力を正しく通知するということは、想定外のことが起こらないようにするために必要なのではないかと考えております。

【武居構成員（一般財団法人電気通信端末機器審査協会）】

その辺の考え方がはっきりしていれば、後世の検証にも耐えられると思うので、ありがたいと思っております。

【岡田構成員（メディアテックジャパン株式会社）】

今後のスケジュール案で、11月中旬に省令等の施行というのがありますが、実際に認証機関等々で認定試験等が始まる、今回の新しいルールが適用されるのが11月中旬からということを目指にされているのでしょうか。

【津村（電気通信技術システム課課長補佐）】

現状、我々としまして、令和7年春モデルで、多くの端末においてそのような機能を持たせたいというところもございまして、現状案としてはこのような形とさせていただいております。

【岡田構成員（メディアテックジャパン株式会社）】

そうしますと、認定試験自体の試験内容等々が今回のルールに更新されるのが、今、この施行と書いてある11月中旬からを目標にされていると言うことでしょうか。

【津村（電気通信技術システム課課長補佐）】

現時点では、そこを目標と考えているところでございます。

【三島構成員（Apple Japan, Inc.）】

今後のスケジュールのところに关しまして、今、お話があったとおり、令和6年11月施行は率直に申しますと非常に厳しいのかなと思っております。ラボ検証等を経て問題を洗い出して、なおかつ、商用網でもしっかり確認した上でソフトウェアをつくっていくというところがステップになりますので、11月ではなくて、もう少ししっかりネットワークとの接続性を確認した上で施行となるようなスケジュールを御検討いただけないでしょうか。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

令和7年度末のローミングの導入開始にあたり、その時点で、対応端末が一定程度普及しているということが求められます。その点から、この表に示しましたとおり、令和7年の1～6月、春ぐらいのタイミングに対応端末が発売開始されれば一定の普及が見込めるのかなというように考えました。そこから逆算しまして、令和6年11月中旬以降に省令が施行されていれば、先ほど申し上げたような項目に関する機能の試験ができて、ローミングに最低限対応できるようなものが動き始めるのかなと考えた次第です。

先ほど三島様から、ラボ試験の後に商用網での確認をというお話がございました。商用網での確認となりますと、これはキャリアの方々にもお尋ねしたいのですが、令和7年も後半になってしまうのかなと思うのですが、そのタイミングにならないと開発ができないということになりますでしょうか。

先ほど御説明したような機能というのは、技適のものとして、必要最小限のものとしていくつもりでございますので、商用網できちんとしたバグフィックスができなくても、技適としてはパスするのではないかとも思うのですが、その辺りの感触も教えていただければと思います。

【三島構成員（Apple Japan, Inc.）】

もう技術的な詳細が分かっていますので、開発は並行して進めていきます。一方で、ラボ試験で全て問題が洗い出せるかどうかというところは、商用試験まで見てみないと分からないというところもありますので、商用試験もしっかり確認した上で、ソフトウェアを準備

して、最終的なソフトウェアで技適や設計認証を取っていきたいと思います。

御指摘いただいたところ、例えば、開発途中のソフトウェアでも技適の試験をパスするのではないかというお話について、可能性としてはあると思うのですが、当然ながら、技適を取った後にソフトウェアがどんどんアップデートされていき、サービス提供開始の段階のソフトウェアと大分違っていても、技適の試験を通ったとして問題ないのかというところは、疑問としては残っております。

【藤井主査（電気通信大学）】

どの時点から商用試験ができるなどは、作業班の中で議論はあるのでしょうか。

【西山構成員（ソフトバンク株式会社）】

商用のフィールド試験は、現時点では、令和7年度の中盤頃でフィールド試験環境ができてくることを想定しております。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

どれぐらい商用網での試験をしないと確かなものにならないのかというのは、知見がないのですが、逆にいつであればリーズナブルと考えるのかということもお示しいただければと思います。その場合に、端末の普及をどういうふうに考えるのかということも気になるところです。

【三島構成員（Apple Japan, Inc.）】

現時点で、表示いただいているスケジュールから考えますと、商用のネットワークが使えるようになるのが令和7年の後半ということでしたので、この商用ネットワークでしっかり確認してからということになりますので、早くても令和8年に入ってからというところで見ております。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

その場合の対応端末の普及に関するスケジュール感、考え方というのはどのようになりますでしょうか。また、ほかの端末メーカーの方々にも御意見を伺えればと思います。

【三島構成員（Apple Japan, Inc.）】

端末普及に関してですが、こちらはメーカーさんによって変わるかもしれないですけども、OSのアップデートをかければ、OSのアップデートに対応している端末に関しては、機能を盛り込むことが技術的には可能になりますので、例えば施行の時期を後ろにずらしたからといって、極端に対応する端末の数が減るということはないと考えております。

【藤井主査（電気通信大学）】

技適が施行されていなくても、対応端末準備というのはずっと進んでいて、最後まとめて、ソフトウェアアップデートで対応できるというような考え方ですか。

【三島構成員（Apple Japan, Inc.）】

おっしゃるとおりです。技適を取得する端末の数は、後ろに行けば行くほど、総数としては減ると思いますが、技適を取っていない端末に対しても、OSのアップデートはかけられますので、サービス対応端末数という観点では、さほど影響は出てこないのではないかと考えております。

【後藤構成員（ソニー株式会社）】

普及に関して言いますと、まず対応端末発売というところ、令和7年の夏モデルですが、市場に出ているものに対してそれほど数が一気に増えるわけではないので、対応端末がいきなり増えるということはないと思っております。弊社の場合ですと、今市場にある端末に対して、OSV、ソフトウェアアップデート等でこの機能を追加していくかどうかに関しましては、まだ検討中でございますので、今後、技適が適用されるものに関してのみのサポートですと、それほど一気に普及するわけではないと考えております。

もう1点、先ほど、実際に実網での試験は令和7年後半になるというところで、機能自体はそれほど大量に試験することではないので、評価自体はさほどかからないと思いますが、やはり発売後に何かしら実網での問題が起きたときに、それを修正してソフトをアップデートするときに全ての端末がアップデートされるかどうかというところは、弊社としては確認できませんので、なるべくこの対応端末の発売前に、実網で試験できる環境を御用意いただきたいと思います。

【増田構成員（京セラ株式会社）】

対応端末として、ラボ試験並びにキャリア様等が御準備いただく事前の擬似環境での評価が完了していることということであれば、機器の発売としては可能なかなと考えてはいるのですが、先ほどソニー様がおっしゃっていただいたように、実際に商用網での確認も、サービス開始前には必要だとは考えておりまして、その時点で何らかの問題が見つかって、ソフト更新が必要になるという可能性もゼロではないと思っておりますので、発売開始までに商用網同等の環境での確認をしたいとは考えております。

【南構成員（モトローラ・モビリティ・ジャパン合同会社）】

弊社としまして、ソニーさん・京セラさんと同じで、発売前に実網での検証はさせていただくように配慮いただきたいというのがあります。あと、OSVで機能追加する件に関し

てですが、確かに技術的には対応可能ではあるのですが、非対応だった端末をOSVするときには、もう一度技適を取り直す必要があるのか、また、アディショナルで、どれぐらいの作業がOSVで対応するときにかかってくるのかいかに、社内的に検討が必要になりますので、そのあたりを明らかにしていただかないと、この場では何とも言えないかなと思っております。

【阪田氏（一般財団法人電気通信端末機器審査協会）】

認定機関からの立場から申し上げますと、施行前に、検証する用の端末が必要なのです。シミュレータと突き合わせる端末が必要で、それを端末とシミュレータと一緒にブラッシュアップしていったら、やっと試験環境が出来上がっていくので、まずシミュレータができたので端末を突き合わせて認定できますかと言われると、その形ではできるとは言いえないのが実情だと思っています。なので、シーケンシャルにシミュレータができたので、ラボ試験を受けて、認証を受けた端末はすぐに商用試験を行うというふうには進まないと思っています。そこら辺の時期的なもの等々、考慮いただきたいと思っています。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

各社様、どうもありがとうございます。技適の取り直しが発生するのではないかというお話がございました。ケース・バイ・ケースの部分はあるとは思いますが、今回、お示した機能につきましては、ここで掲げた機能に支障を与えるような改変でなければ、取り直す必要は出てこないと思います。したがって、早く施行していた場合に、ここで求めている最低限の機能を持った状態でパスしていただいて、その後、フィールドとのすり合わせを行って、Fine-tuningをしていくということもリーズナブルと思うのですが、皆様がおっしゃっているように、商用網での確認ができなければ、発売できないということがあるのでしょうか。

【三島構成員（Apple Japan, Inc.）】

例えばこのスケジュールどおりに、令和6年9月とか10月、11月ぐらいから認証機関にて技適の認証の試験を終え、無事にパスし、その後のラボ試験なり、商用試験でいろいろ不具合等が見つかって、端末にソフトウェアの変更を加えていき、サービス提供開始後に、既に11月の段階で技適を取っているソフトウェアのバージョンでは令和8年の1月真ん中ぐらいにサービスを提供している実際のネットワークにつないで全くローミングができませんでしたというようなことも発生し得るのかなと思っておりまして、その点が特に総務省さん的には問題ないということなんでしょうか。

要は、令和6年11月に技適を取れるソフトウェアだけれども、実際にサービス開始したネットワークではローミングできませんという不一致が起こる可能性もあるのかなと思っております。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

まさにそういうケースは、技適の枠外での改修で済むわけですから、特に御心配は要らないのかと思います。実際に使ってみて使えないが、技適は通っているということであれば、技適とは関係のない部分での改修が必要だと思いますので、技適と関係ない部分で改修を進めていただければいいのではないかと思います。

【三島構成員（Apple Japan, Inc.）】

つまり、技適さえ取れていれば、サービス開始以降に、仮に動作しなかった場合においても、改修にどれくらい時間がかかるのか不明ですけど、例えば半年とかかかる場合においても、技適は取れているけども、半年間ぐらいローミングができない状態があったとしても、それは問題ありませんということになるのでしょうか。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

サービスインした後にローミングが使えない状態が存在するのもよく分からなかったのですが、令和7年の後半で、実網に近いものを使って試験ができるわけですね。その後に商用開始になるので、どうしてそういう事態が起こるのかを教えてくださいませんか。

【三島構成員（Apple Japan, Inc.）】

令和6年11月の段階で用意されている認定機関での技適の試験を実施し、そこで出来上がっているソフトウェアでは、今回上げていただいた全ての項目でパスしましたとなり、その後、ラボ試験や商用試験で実際により近い状態で確認作業をしていくわけですが、その中で見つかったバグや不具合等の修正していく中で、令和6年11月に技適を取った状態とは違うソフトウェアが出てくる可能性があるのも、11月時点の端末のソフトウェアだと、実際のネットワークでうまくつながらない可能性も出てくるのかなと思っております。当然早めにフィックスができるのであれば、フィックスした上でサービスインに間に合うかもしれないのですが、可能性として、11月に技適を取った状態のソフトウェアでは、実際の実網のネットワークでローミングがうまく動作しないといったことがあるのではないかなという指摘だったのですが、伝わっていますでしょうか。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

今、ここで求めようとしている10個の機能に支障を与えるようなソフトウェアの改修で

なければ、技適の取り直しは要らないと申し上げています。その範囲内での改修でバグフィックスができないということになりますでしょうか。そうすると、技適の規定そのものに誤りがあったということになるような気がします。

【藤井主査（電気通信大学）】

おそらく、今の内容は、そのソフトウェアの改修が速やかに行けばいいけど、速やかに行かなかったときという話なんじゃないかなと思うのですが、半年ぐらいかけて、それがうまくいかないというのがあるのかどうかというところなのかなと思いました。実網につないだときの性能、ローミングが半年ぐらいの改修で間に合わないことがあるのかどうかというところですね。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

それは技適の施行時期とは、もはや別の問題になっているように思います。技適の施行時期をサービスイン直前までずらしたとしても、同じ問題が発生しないでしょうか。

【三島構成員（Apple Japan, Inc.）】

その場合は、商用網で確認した上で、ほぼ完全な状態で技適の試験もできますし、そのまま市場に投入できますので、ローミングできる可能性が非常に高いというか、そのまま動くのだろうと見ています。

【関氏（グーグル合同会社）】

自分も同じような意見ですけれども、施行の時期が問題というところではなく、実環境でのテストがいつからできるのかというところが気になっているところになります。我々も端末販売の際には、ラボ試験だけで終わった機能をそのまま販売するということではなくて、必ず実網でテストしてから、その機能を使えるようにしています。というのも、ラボでテストがうまくいったからといって、必ず実網で同じ機能が同じように動くということはないと、今までの経験から理解しておりまして、やはり実網での試験というのは、サービスインに対して必須ではないかと考えております。

あと、技適の範囲で通っているところが問題ないのであれば、技適とは関係ないところで修正して直せばいいのではないかということではあったのですが、こちらは緊急呼に関わるような機能ですので、そこが期待通り動作しなかったときに、修正するのに半年や1年かかりますとなったときに、そういった状態の製品をそのまま市場に出していいのかというところも少し気になっているところではあります。

もちろん技適違反ではないということにはなるのかもしれないのですが、そういったも

のが許されるものなのか、もしくは、そういったものに関しては、総務省様から可及的速やかに修正するよにということが、指導が入るのではないかとすることを少し危惧しております。

【藤井主査（電気通信大学）】

結構難しい話なのかなと思いますが、技適の施行時期を令和7年の中旬までにずらしたとしても、令和8年1月から3月のところでサービスインさせるには、その間にソフトウェアの改修をやらなきゃいけないので同じことなのではないかというのが、五十嵐さんの主張なのではないかと思われます。そんなに変わらないのかなという感じもしますが、その辺りは端末メーカーがどこまでこれをしっかりやるかというところにもかかってくるのかなというのは少し思いました。

【岡田構成員（メディアテックジャパン株式会社）】

我々は、チップセットベンダーがまず初めに、このような機能を実装しなくてはいけないということが一般的かと思っております。SIMは何を使うのかとか、そういった細かい情報をこれから集めていって、実際に実装し、その後に、各ハンドセットメーカー様で御利用いただいて、それが認定試験等々に入るといった流れだと思います。

私の部分で気にしているのは、11月中旬という時期自体が本当にこれで実現可能かどうか、実際に担当セットメーカー様が認定試験を受けるまでに、ここの時間で本当に十分なのかということです。これから認定試験がどのような形になっていくのか等の細かいところを明確化して、実装をするというタイムラインを考えると、11月中旬というところに関しては難しいのではないかなという感触を持っております。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

測定器やチップセットといった部分にかなり依存する部分というのは出てくるかと思うますので、技術的に不可能なことを求めるというのも決して得策ではないのは理解します。一方で、冒頭申し上げたとおり、ローミングサービスが導入されたときに、一人でも多くの人にこういった安心安全を使ってもらえるということは目標として大事なのかなと思いますので、その折り合いを次回までにつける工夫をしていく必要があるのかなと思います。

あともう一つ、この省令の施行の時期と公布の時期とございまして、公布の時期は何が求められるのかというのは、明らかにすることは早めにしたほうがよろしいのかなと思いますので、公布の時期と施行の時期をどう考えるかというところの議論が必要かなと思いました。

【相田特命教授（東京大学）】

事務局の資料でも、技適基準として決めるのは必要最小限ということで、これだけクリアしていたら、ネットワークに持って行って必ず動くということではないということは、認めざるを得ないのかなと思います。なので、やっぱり技適を通すということと、ちゃんとネットワーク上で動作することは少し分けて考えないといけないということで、施行してしまったら、それ以降に技適を通るものはこれを満足していないといけないということなんだと思うのですが、このスケジュールで行って、11月以降に技適を通らないようなもので技適を取りたい人がいるのかということと、それから、技適試験をするための環境がいつ整うのかというようなことのバランスをよく考えて、このタイミングというのは決める必要があるのかなと思います。

それで、技適を通した後にはちゃんとネットワークで動くものにするということに時間がまたかかるのも確かで、動くのを確認してから端末販売を開始したいというお話もよく分かるというところでもう少し、やはり事業者さん、試験機関さん等々の話もお伺いして、時期を調整する必要があると思いました。

【岡田構成員（メディアテックジャパン株式会社）】

あともう1点ですけども、今回のこのようなミーティング等々に参加されていないような、小規模の開発メーカー様であったり、モジュールメーカー様であったりとか、そういった方々も恐らく11月中旬ぐらいやそれ以降に認定試験を通るという可能性もあると思いますので、そういった部分で、今回、認定試験の改変が起きる前に、十分、LTE端末を日本でローンチするような企業様に向けて、こういった情報を発信していかないと、知らないで認定試験を受けると、そこで認定試験が失敗してしまうといったケースが起きるのではないかとこのところで、そういった部分での時間の猶予というところも少し気になりました。

【藤井主査（電気通信大学）】

IoT端末とかは今回対象外になるのではないかと思います、総務省さんから何かございますか。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

非常に重要な点だと思います。そういうことも我々も気にしておりまして、この拡大分科会も公開の場で、非常にダイナミックな議論をさせていただいているところであります。

また、省令の形になる場合には必ず意見招請も行わせていただきますので、そういった部分、場面での意見表明といったことも可能なのかなと思います。

【田中構成員（NECプラットフォームズ株式会社）】

今、IoT端末は対象外になるのではないかとコメントいただきましたが、例えばCapability制御ですと、基本的には、技適のほうが入っていた場合は全ての商用網につなぐ端末は対象になるかなと考えていたのですが、理解は合っておりますでしょうか。

【西山構成員（ソフトバンク株式会社）】

Capability観点では、事業者間ローミングのCapabilityとして、IoT端末ですとか、例えばスマートフォンですとか、そういったところの区別はしない認識でおりますので、機能が載っていれば動作するという認識でございます。ただ、先ほど藤井主査がおっしゃられていたところは、対象端末として技適を取る必要があるかどうかといった議論の話であって、動くかどうかの議論とはまた別なのかなと考えております。

【藤井主査（電気通信大学）】

補足ありがとうございます。総務省さん、何かこの辺りは、今後、対応を考えられるのでしょうか。通信モジュールとか、音声呼とかもないようなものでローミングをどう考えるかというところは、音声呼に関してもかなり決めたと思うのですが、データ通信であったりすると、どこまでこれを求めるかというのはあるのでしょうか。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

データ通信のみ可能な端末も対象だと私は認識しておりました。

【田中構成員（NECプラットフォームズ株式会社）】

となると、やはりモジュールベンダーですとか、あとは小規模なデータ通信端末のベンダーにも周知をしっかりとしないと、先ほど懸念されたようなことが発生するのかなというのは理解しました。

【藤井主査（電気通信大学）】

承知しました。音声呼の部分については、そういう音声のローミングのところだけだと思いますが、五十嵐さん、お願いします。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

いわゆるIoT端末は対象外だと私も認識しております。ただ、モバイルルーターのようなLTEを使うようなものは対象なのかなと思っております。もし違っておりましたら、御指摘いただければと思います。

【田中構成員（NECプラットフォームズ株式会社）】

技適を取る対象端末の、特にデータ通信端末の部分については、これから詳細を詰めてい

くという形でよろしいでしょうか。

【藤井主査（電気通信大学）】

こちらは議論が不十分なのかもしれないので、次回までに整理していただくことは可能でしょうか。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

承知いたしました。

【藤井主査（電気通信大学）】

私のほうもはっきり把握できていないところもありますし、作業班のほうで図を検討されていることもあるかと思いますので、まとめていただければと思います。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

端末メーカーの皆様にお尋ねしたいのですが、実網試験をして、改修する必要が出てきた場合にはどこまで遡ってローミング対応にアップデートすることが可能なのかという相場観を教えていただければと思います。

【三島構成員（Apple Japan, Inc.）】

商用網のネットワークで何かバグが見つかった場合において、どれぐらい遡ってという、期間のお話でしょうか。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

そうですね。

【三島構成員（Apple Japan, Inc.）】

症状によっても異なり、ケース・バイ・ケースなので、何とも言いづらいところではあります。

【後藤構成員（ソニー株式会社）】

過去に遡ってというのは、どれぐらい前に遡ってということに関して、過去機種、何年前に発売した端末というようなお話なのか、それとも、改修の期間の話なのか、どちらでしょうか。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

お尋ねしたのは、技適との前後関係とかもありましたので、サービス開始の時点で状況が整うということになるのはどういう条件になるのかなという観点です。例えば、半年前に設計したようなものであれば十分に対応可能ですということなのかなど、どこまで遡ってローミング対応ができるのかという内容です。

【後藤構成員（ソニー株式会社）】

商用局とか、それに疑似したネットワークでの試験期間がどれぐらいになるのかということと、何かしら問題が起きたときに、どの程度改修期間が必要なのかに依存してしまいますので、今ここで何日とか、何か月かというのはかなり難しいのはございますけれども、今後、事業者様と認識を合わせた上で、もう少しスケジュールの精度が上がってくればお答えできると思います。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

ありがとうございます。

【武居構成員（一般財団法人電気通信端末機器審査協会）】

制度的な観点から気になる点を申し上げたいのですが、技術基準適合認定制度は、事業者様の検査を受けなくても、端末設備を電気通信回線設備に接続していいですよという規制で、開始されていないサービスのために端末の接続を拒めるようにするというのは、規制の趣旨に合っていないのではないかと感じます。実際、恐らく前例もないと思います。その辺りの制度的な検証につきましても、お願いできればと思います。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

実際にサービスインしていないサービスの機能を端末に求めることがおかしいのではないかということでしょうか。

【武居構成員（一般財団法人電気通信端末機器審査協会）】

技術基準適合認定制度というのは、事業者様の検査を受けなくても、認定を受けていれば、端末設備を電気通信回線設備に接続してよいですよという制度であり、逆に言うと、認定が取れていなければ、端末の接続は拒めますということになります。今回、新しくできるのは、事業者間ローミングのサービスをするための基準であるのですが、そのサービスがまだインしていないが、その機能を持っていない端末は接続してはいけませんというのは、そもそも規制の在り方としてそういうことを意図していないのではないかという気がするのですが、こういう形で線表を描かれてきていらっしゃるの、そういったところも検討していた上で議論していただけたらと思います。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

これまでそういった例がなかったのかというところなどを調べてみたいとは思いますが、つまり、ローミング機能がない端末について、事実上、接続を拒否してしまうことになるのではないかということですか。

【武居構成員（一般財団法人電気通信端末機器審査協会）】

そうです。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

それはこの省令が施行された以降に発売される端末のものであって、それまでに技適を取っているものについては当然に経過措置を設けますし、接続を拒否すべき性質のものではないと思われますので、必ずそれが当たるかというのは疑問ではあります。

【武居構成員（一般財団法人電気通信端末機器審査協会）】

制度趣旨からして、要するに、規制の使い方が違うのではないのでしょうかという意味です。説明の仕方なども含めて検討いただければと思います。

【五十嵐（電気通信技術システム課長）】

逆にこのローミングの機能を備えたものをサービスイン以前に接続することを事業者さんが拒まなければ、それはそれで構わないとは思いますが。多分、その裏のことをおっしゃっているのだと思います。

【武居構成員（一般財団法人電気通信端末機器審査協会）】

そうです。規制の趣旨がそもそもそういう趣旨なので、その趣旨に照らし問題はないのでしょうかということです。

【藤井主査（電気通信大学）】

では、こちらは総務省さんでも整理いただければと思います。

【生天目（電気通信技術システム課課長補佐）】

先ほどのJATE様の御意見とApple様の御意見を踏まえまして質問させてください。JATE様の御意見で、試験をするときにプロトタイプの端末、スマホが必要という御意見であったと思います。技適を取るとか、試験を実網で取らなければいけないとかは置いておくとして、物理的に端末の開発を始めて、端末が供給できるとしたら、それはいつ頃になるのでしょうか。例えば、今から、10個の機能を備えた端末を作るのに、例えば10年かかりますという話であれば、そもそも省令を今年に施行というのはとても無理な話ですが、Apple様が、今日この瞬間に端末の開発を始めたとして、どのくらいで出来上がるような想定を今、お持ちでしょうか。

【三島構成員（Apple Japan, Inc.）】

詳細は検討してみないと何とも言えないところはあるのですが、さすがに10年ばかりからないのかなというところではあります。

【生天目（電気通信技術システム課課長補佐）】

これはゼロから端末をつくる話ではありませんので、この機能開発をするのに、1か月で終わるような話なのか、2か月で終わるような話なのか、まず、その機能開発の相場観をそれぞれ端末ベンダー様、お示しいただけると大変ありがたく思います。

もし相場観があるようでしたら、グーグル様、ソニー様もこの際コメントいただけると大変ありがたく思います。

【関氏（グーグル合同会社）】

すぐにどれぐらいの期間というのがコメントできますという意味ではないのですが、通常ですと、まずはモデムでの対応を行って、それから端末でのインテグレーションという形になるかと思いますので、端末メーカーのみではなく、チップメーカーさんにも情報を出していただいた上で、端末でどれぐらいというふうに数字を出す必要があるのではないかなと思います。

【後藤構成員（ソニー株式会社）】

弊社もグーグル様と同様な意見になります。

【生天目（電気通信技術システム課課長補佐）】

そうしますと、メディアテック様、クアルコム様、この機能を具備するチップはどのくらいでできる話なのかというところの具体的な月数なりを、今、相場観をお持ちでしたらお答えいただけると大変ありがたく思います。

【岡田構成員（メディアテックジャパン株式会社）】

大変申し訳ないのですが、今、私のほうで見積もりができません。どのようなSIMを使うであるとか、どのPLMNを使うであるとか、そういったところの明確化がまず大事でございまして、そこが決まってから、開発等々の着手となります。まずリクワイアメント、テスト項目、テストの詳細等々のフィックスというところが必要になっています。リクワイアメントが決まったところから、工数等々を計算して、それで実際にどれぐらいにソフトウェアが出来上がって、それをハンドセットメーカー様にデリバリーできますといった形になるんじゃないかなと思っております。

【城田構成員（クアルコムジャパン合同会社）】

弊社も基本的には同じで、この検討をずっとトラックはしておりまして、通信事業者さんともお話をしていて、機能がどういうものかというのは理解しているのですが、現時点で開発期間がどれくらいですというのは弊社内でもまだ出ていない状況ですので、テストの

工数等が明らかになってからのエスティメーションになるかなと思っております。

【生天目（電気通信技術システム課課長補佐）】

例えばPLMN番号とかは既に確定しておりまして、既にそれは公表されているものでございますので、あとは携帯電話事業者様から要求仕様の詳細を出していただくような形になっていくのだらうなと思っておりますので、携帯電話事業者様、T C A様、密にコミュニケーションを取っていただければと思います。

【津村（電気通信技術システム課課長補佐）】

西山さんにお伺いできればと思うのですが、今までここで議論してきた話というのは、フルローミングの端末と緊急通報ローミングの端末と、何かごちゃごちゃになっているかなと思っていまして、事業者協会さんは、より早い技術基準の策定を求められていたような印象があるのですが、今回、ちょっとこれは厳しいのではないかというお話とかありますが、何か誤解があったら教えていただけますか。

今、フィールド試験等をするので、サービスに適用できる端末を出すのに時間がかかってしまうというベンダー様の御意見をいただいていたところですけども、事業者協会さんとしては、我々の、今想定している省令の施行時期よりももっと早いスケジュールを希望されていて、それは緊急通報のみローミングの端末を実現するためにそれを求められていたという理解でしたでしょうか。それに向けて何か関係者と調整されてこられていたという理解でよろしいでしょうか。

【西山構成員（ソフトバンク株式会社）】

もともと我々作業班から、施行の時期の案は、10月というお話をしておりました。こちらにつきましては、お話にあった緊急通報ローミング、それから、フルローミングを意図したものではなくて、通例、端末ベンダー様が令和7年の上期モデルに技適を取得した上で端末をリリースするということを鑑みた場合、開発期間を鑑みると、この辺りに必要なのではなかろうかというところからの情報でございました。

【津村（電気通信技術システム課課長補佐）】

10月というタイミングというのは、ベンダー様とは調整をなされずに、キャリアさんで考えられたスケジュールという理解でよろしいでしょうか。

【西山構成員（ソフトバンク株式会社）】

キャリア間で、通例で、毎年、上期モデルというものが各社様から出ていると思うのですが、その開発スケジュールを鑑みてというところからの内容です。

【津村（電気通信技術システム課課長補佐）】

ということは、事業者さんの中で調整されて、緊急通報のみローミングではなくて、4月に技適にのっとった端末を発売することを想定した場合に、10月に認定が必要だと認識されていたという理解でよろしいですか。

【西山構成員（ソフトバンク株式会社）】

はい。

【西山構成員（ソフトバンク株式会社）】

先ほどメディアテック様、それから、クアルコム様からありました内容、それから、総務省の生天目様からありました内容で、要件の内容については、事業者と端末ベンダーさんやチップセットベンダー様との議論というようなお話がありましたけれども、そちらにつきましては適宜実施させていただきたいと思います。メディアテック様ですとか、クアルコム様にお伺いしたいのですが、議論のほうは進めさせていただくのですが、御要望があるのはフィックスした要件がこれであるという内容が必要ということなののでしょうか。それとも、こういう機能が必要という情報なののでしょうか。

【岡田構成員（メディアテックジャパン株式会社）】

個々の踏み込んだところであり社内で確認はしておりますが、まず初めに、フィックスした情報、フィックスした要件が必要かと思っております。

【城田構成員（クアルコムジャパン合同会社）】

回答に要求される確度にもよるのですが、ざっくり機能を開発するのにはどのくらいですとか、そういう形では回答はしやすいのかなと思います。それが、例えば、端末ベンダーさんが完全に使えるようになるまで等となってくると、弊社だけのスケジュールでもないのかなと思います。ただ、少なくとも、要求される機能はフィックスしていないと検討はできないのかなと思います。

【西山構成員（ソフトバンク株式会社）】

そうすると、先ほどの議論に戻ってしまうのかなというところを危惧しております。つまり、例えば端末設備等規則等に入れる内容がこれであるという内容がフィックスしないと検討できないということになってしまうのではないかというところを危惧しております。

【岡田構成員（メディアテックジャパン株式会社）】

まず、要件のフィックスというところもあるのですが、例えば試験等々で使うSIMとPLMN

とかそういったところの情報もクリアになっておらず、認定試験でどのように試験するかといった情報も今のところクリアになっていないといった状態です。ドキュメント等はいっていますが、実際の実施レベルでの情報がない状態でございますので、そこがある程度クリアになって、どういう動作が必要か、実装できるだけの十分な情報がまず必要というところになっています。

【生天目（電気通信技術システム課課長補佐）】

さきほど相田先生から、一旦まとめていただいたときに、この技適とかそういうところは必要条件と十分条件というところで、仮に技適に通ったとしても、実際に動くかどうかはまた別という話があったというところで理解しております。チップベンダー様がおっしゃっているリクワイアメントというのは、細かい技術的な要件の仕様の話が第一に来るものだと思っていまして、技適の試験はともかくとして、それを確認するいわゆるIoTの試験が当然ある話で、その要求仕様がはっきりしていないことには、チップベンダー様としては動きようがありませんという話かと解釈していたのですが、違っていますでしょうか。

【岡田構成員（メディアテックジャパン株式会社）】

そのような相互接続試験ができるレベルの情報と、あと実際に技適試験もどのような形で行われるかという、どちらが先かというところが実際にあると思いますので、そういったところは密に関係者の方々とお話をして、情報が明確化できた状態で実際に実装の見積りをし、開始できるのではないかと考えています。

【城田構成員（クアルコムジャパン合同会社）】

基本的には同じなのですが、例えばコードを開発するのにどのぐらいかかるか、暫定的なエンジニアのサンプルみたいな状態で出すのがどのくらいできるかというのは、全く検討ができないというわけではないと考えております。ただ、本当に商用製品として世に出すということになりますと、いろんな条件がちゃんと確定しないと、打ち出せるという確約はできないと考えております。

【生天目（電気通信技術システム課課長補佐）】

少なくとも、必要条件としては詳細仕様というところを携帯電話事業者様からチップベンダー様に供給していただく必要があるのだろうと理解しました。技適のところまでの必要性は今、見積りの上で必要かどうかと、そこまでは理解できなかったところですが、堂々巡りなところはあると思います。ただ、ある程度見積もれるというところであれば、今、機能要件は既に見えているかと思いましたので、可能な範囲で、工数の見積りというところは

ぜひとも御協力をお願いできればと思います。

【津村（電気通信技術システム課課長補佐）】

本日の資料で、参考資料3-1というものを付けさせていただいて、こちら、作業班さんから御紹介いただくことになっていたかなと思うのですが、よろしいでしょうか。

【西山構成員（ソフトバンク株式会社）】

こちらのほう、説明させていただきたいと思います。こちらは拡大分科会の第1回、第2回でも提示させていただいて、第2回では、改版版の1.1というのを展開させていただいておりました。今回、一部、1.1版から、改版、修正を加えているところがありますので、その点を説明させていただきます。

15ページの内容ですけれども、端末仕様の#10というところで、ネットワークのリジェクトを受信したときに、過度な通信を避けるために再送を抑制するような機能を定義しております。こちらですけど、右上に「フルRm」という、フルローミングが対象となる機能であるというフラグを入れております。こちらですが、これまでの資料ですと、共通という形で、緊急通報のみローミングとフルローミングの両方を対象とするような記載をしておりましたが、フルローミングの状態での形のリジェクト、TAUリジェクト、サービスリジェクトを対象としたものになりますので、この点、修正させていただきたいと考えております。

こちらの記載に合わせて、前のページになりますが、4ページの一番下の#10です。こちらの真ん中の方式のところです。こちらも「共通」としておりましたけれども、「フルRm」と修正させていただいております。

【藤井主査（電気通信大学）】

ありがとうございます。そろそろまとめさせていただければと思いますが、まだ議論がたくさんあるという状況になっているかと思うので、これは引き続き議論という形になるかと思っています。

一方で、やはり事業者間ローミングをやるということ自体は、通信の事故や災害に対して、ユーザーの皆様からの希望が非常に多いというところで、あまりサービスインしたのに実態がないという状態にはしたくないというのが事務局さんの思いではないかなと思いますし、世間からの要求としても、サービスインした後、不幸にも通信事故が起きたときに、結局、全然ローミングできないみたいなことになると、本当に、ちゃんと検討したのかという話になってくるのではないかと思いますので、この辺りは各社の気持ちはいろいろ分かるところではありますが、最後、サービスインの段階で、皆さんがハッピーになれるような筋

書をうまくつくっていただければなと思っていますので、その辺り、今後もまた御協力いただきまして、総務省さん、それ以外の端末ベンダーさん、チップベンダーさん、あと、事業者間、うまく連携して進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(3) 意見交換

意見交換は議事(1)及び(2)内で行われたため、取り立てて行われなかった。

(4) その他

【五十嵐(電気通信技術システム課長)】

本日、様々な御議論と、その議論を主導していただきまして、ありがとうございました。

【藤井主査(電気通信大学)】

まだまだ検討事項、たくさんあるという状況になっているかと思いますので、引き続き検討いただいて、次回のところである程度まとめられればなと思いますので、ぜひ皆様、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第3回非常時における事業者間ローミングに関する検討会拡大分科会を閉会させていただければと思います。皆様、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございました。

以上